

西新井相互自動車株式会社 一般事業主行動計画

仕事と子育ての両立のために、次の行動計画を策定する

(1) 計画期間 令和3年9月1日～令和8年8月31日までの5年間。

(2) 目 標 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間内に1人以上、取得すること。

育児休業実績 平成28年1月～平成29年1月（男性1名）

平成30年1月～平成31年1月（男性1名）

(3) 目標達成のための対策

令和03年10月 育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、

管理職への研修、及び説明会等により制度の周知や情報提供を社員に行う。

令和03年11月 個別相談の受付開始。